

広島市内の診療所に対し、 発熱患者等への診療を適切に行うために 必要な経費(整備費)を予算の範囲内で支援します!

本事業は、診療所において、院内感染を防ぎながら発熱患者等への診察が適切に行えるよう支援することを目的としています。

対象施設

広島市内の診療所(歯科診療所を除く)

- 医師会の会員・非会員の別は問いません。

対象経費

発熱患者等とその他の患者の混在を 避けるために行う整備等に必要な経費等

- ①発熱患者等とその他の患者の混在を避けるために必要な経費(パーティションの設置、発熱患者等の専用の待機場所や診察室の設置、オンライン診療に係る機器の購入・システム導入などの整備費)
 - ②その他の整備費(空気清浄機の購入、換気設備の整備など)
※ただし、①の整備を行う場合に限る。
- 国や広島県など他の補助金・負担金・交付金等の給付を受けるものは対象外です。また、マスク等の消耗品の購入に必要な経費も、対象外となります。

助成金額

対象経費の **4/5**

限度額

100万円
(1診療所当たり)

対象期間

令和2年4月1日(水)～令和3年3月1日(月)までに
整備が完了したもの
※ただし、申請の受付期間は、令和2年9月10日(木)から
令和2年12月25日(金)までです。

※本助成金の交付を受けた場合、施設名等を広島市が公表する場合があります。

手続きの流れ

▶これから整備等する場合

1 申請

所定の様式により交付申請書を作成し、
市域の^{※1}各医師会に提出

- 様式は市域の^{※2}各医師会のホームページからダウンロードできます。
- 交付申請書の提出期限は、令和2年12月25日(必着)です。

広島市医師会 審査、交付決定の通知

2 整備

施設整備、備品の購入・設置、代金の支払

3 実績報告

所定の様式により実績報告兼交付請求書
を作成し、市域の^{※1}各医師会に提出

- 領収書等の証拠書類の添付が必要です。
- 様式は^{※2}各医師会のホームページからダウンロードできます。
- 実績報告兼交付請求書の提出期限は、令和3年3月1日(必着)です。

広島市医師会 助成金の支給(口座振込)

▶既に整備等を終えている場合 (令和2年4月1日以降に整備・購入したものに限りです。)

実績申請

所定の様式により交付申請兼実績報告書を作成し、市域の^{※1}各医師会に提出

- 領収書等の証拠書類の添付が必要です。
- 様式は^{※2}各医師会のホームページからダウンロードできます。
- 交付申請兼実績報告書の提出期限は、令和2年12月25日(必着)です。

広島市医師会 審査、助成金の支給(口座振込)

留意事項

① 申請は各医師会をお願いします。

安佐南区及び安佐北区にある診療所は、安佐医師会を、また、安芸区にある診療所は、安芸地区医師会を経由しての申請となります。申請方法は、各医師会に郵送又は直接提出してください。変更申請書、実績報告兼交付請求書等の提出も同様をお願いします。

② 申請書等の入手方法

広島市医師会、安佐医師会、安芸地区医師会のホームページから、ダウンロードすることができます。また、申請書等は、各医師会にご連絡いただければ、申請書等の郵送もいたします。

③ 助成金の交付

事業完了後は、実績報告兼交付請求書を提出してください。広島市医師会が、内容を確認後、広島市医師会から助成金を振り込みます。

④ 対象施設

広島市内のすべての診療所(歯科診療所を除く。)を対象としています。医師会員、非医師会員を問いません。

⑤ 事業計画の変更・中止

申請後、事業計画を変更又は中止する場合は、変更申請書又は中止届を提出してください。

⑥ その他

診療所における新型コロナウイルス感染症拡大防止等支援事業助成金交付要綱を遵守すること。(要綱は、各医師会のホームページで確認してください。)

【お問い合わせ先・ダウンロード先】

☆ 広島市医師会助成金受付センター (受付時間/月～金 9:00～18:00)

☎0120-267-640 FAX.082-297-3601

〒733-8543 広島市西区観音本町1丁目1番1号 e-mail : hma-jyoseikin@city.hiroshima.med.or.jp
ダウンロード先URL : <https://www.city.hiroshima.med.or.jp>

★ 安佐医師会 (受付時間/月～金 9:00～17:30)

TEL.082-873-1840 FAX.082-873-1846

〒731-0101 広島市安佐南区八木五丁目35番2号 e-mail : sien@asaishikai.jp
ダウンロード先URL : <http://www.asaishikai.jp/>

☆ 安芸地区医師会 (受付時間/月～土 9:00～17:15)

TEL.082-823-4931 FAX.082-823-7143

〒736-0043 広島県安芸郡海田町栄町5番13号 e-mail : hama-g002@aki.hiroshima.med.or.jp
ダウンロード先URL : <http://www.aki.hiroshima.med.or.jp>



Q1 どのような費用が対象となりますか。

A1 発熱患者等とその他の患者の混在を避けるために、パーティションの設置、発熱患者等の専用の待機場所や診察室の設置に必要な費用、オンライン診療に係る機器の購入やシステム導入に必要な費用が対象となります。マスク等個人防護具、消毒液等消耗品の購入費用は対象となりませんので、ご注意ください。

Q2 発熱患者用としての屋外テントの設置は対象となりますか。また、テント内で使用する机、椅子、ストーブ等の購入費は対象となりますか。

A2 どちらも対象となります。

Q3 待合室の換気を改善するため、窓に網戸や換気扇を設置する費用は対象となりますか。

A3 発熱患者等とその他の患者の混在を避けるための動線の確保等の整備に併せて行った場合は対象となります。また、オンライン診療の導入に併せて行った場合も対象となります。

Q4 待合室で発熱患者等とその他の患者が混在しないよう、パーティションを購入して設置したが、対象となりますか。また、アコーディオンカーテンを設置した場合も対象となりますか。

A4 どちらも、対象となります。

Q5 オンライン診療のためのソフトウェア導入費用や使用料は対象となりますか。

A5 ソフトウェア導入費用は対象となりますが、毎月の使用料等は対象外です。

Q6 オンライン診療のためのパソコンやプリンター等の購入費用は対象となりますか。

A6 対象となります。ただし、インクカートリッジ等の消耗品は対象外です。

Q7 いつからいつまでの費用が対象となりますか。

A7 令和2年4月1日から令和3年3月1日の間に終了する事業にかかる費用が対象となります。令和2年4月1日以降に実施した事業で、既に支払い済の費用も対象となります。ただし、申請受付期間は、令和2年9月10日から令和2年12月25日までとなっていますので、ご注意ください。

Q8 医師会員ではありませんが、申請できますか。

A8 申請できます。医師会員であることを申請要件としていません。歯科を除く、広島市内の全ての診療所を対象としています。

Q9 広島県の補助制度と併せて活用できますか。

A9 工事場所が異なり、金額を分けることができる場合は、それぞれ分けて活用できます。一つの整備や備品の購入で双方の制度を活用することはできません。

Q10 助成金は、広島県の補助金のように事前に支払ってもらうこともできるのですか。

A10 事前に支払うことはできません。事業完了後、提出された実績報告兼交付請求書を広島市医師会が確認し、助成金額を確定した後に助成金を支払います。